

ジェンダー平等推進のための制度構築並びに地方財政措置の拡充を求める意見書

「ジェンダー平等」の実現はSDGsの目標の一つとして掲げられており、世界的な目標である。2021年に世界経済フォーラムが公表したジェンダー・ギャップ指数は調査が行われた156か国中、我が国は120位と非常に低く世界的にも遅れている。また、日本は家事・育児負担の男女格差が大きい。令和2年度男女共同参画白書によれば、諸外国に比べて我が国の男性は有償労働時間が極端に長く、無償労働時間は女性に偏っており、男女共に働き方の見直しが求められている。さらに、女性活躍を後押しするため男性の育児参画が必要との認識は広がってきたが、育児休業の取得が伸び悩むなど格差解消はなお遠い状態にある。

我が国は、日本国憲法第14条で性別による差別を禁じており、男女共同参画推進法や女性活躍推進法等の制定により、男女共同参画実現に向けた取組を推進している。

しかしながら、新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、女性の貧困、失業、DV被害や自殺者の急増等女性に偏る課題が改めて浮彫りとなった。また、本市においても例外ではないことが本市議会の所管事務調査を通じて明らかとなっており、これまで以上に女性に焦点を当てた政策立案や既存制度を見直す必要がある。

ジェンダー平等推進のため、本市においても様々な施策を行っているところではあるが、さらなるジェンダー平等推進のための制度構築並びに財政措置の拡充を求める。具体的な項目については以下の通りである。

記

- 1 困難や不安を抱える女性へのアウトリーチ型支援や相談支援等地域の実情に応じた取組を支援する交付金のさらなる拡充をされた

い。

- 2 DV被害者が速やかに相談できて、切れ目のない一貫した加害者・被害者支援を受けることができるよう「DV相談プラス事業」のさらなる充実をされたい。
- 3 各自治体において男性の育児休業取得促進と女性の登用が促進されるよう働きかけを行われたい。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和4年3月23日

大阪府八尾市議会